

議案第80号 交野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例について

議案書11P~15P

1. 条例の趣旨

- 生涯学習分野は、幅広い世代の市民を対象に施策事業を展開していることと併せて、多くの社会教育施設を所管している。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、スポーツ・文化・文化財の保護等に関する事務を市長が管理・執行することにより、地域振興施策や子ども子育て施策との連携強化を図り、双方の施策効果の向上や、老朽化が進む社会教育施設の対策を効率的・効果的に進めるため、当該条例を制定しようとするもの。（施行期日：令和7年4月1日）

2. 教育委員会との関係

- 移管の方向性については、総合教育会議にて市長と教育委員会との意見交換を実施した上で、今後も双方において密に連携を取りながら取り組んでいくことを確認。
- 移管後も、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、学校教育との連携等に留意するとともに、条例改正等の重要な案件については、総合教育会議等において教育委員会と情報共有を行う。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (1/2)

1. 根拠規定(抜粋)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(第一号から第十一号まで省略)

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

(第十六号から第十九号まで省略)

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（2/2）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2. 同法第二十三条の改正経緯

年度	対象分野	改正の趣旨
平成19年	スポーツ・文化	地域の実情や住民のニーズに応じ、「地域づくり」という観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせて、地方公共団体の長において一元的に所掌することを可能とする
平成30年	文化財の保護	過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る
令和元年	図書館・博物館・公民館及びその他社会教育に関する教育機関	図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、地方公共団体の長が所掌することを可能とする

【参考】 移管に伴う市長部局の組織体制

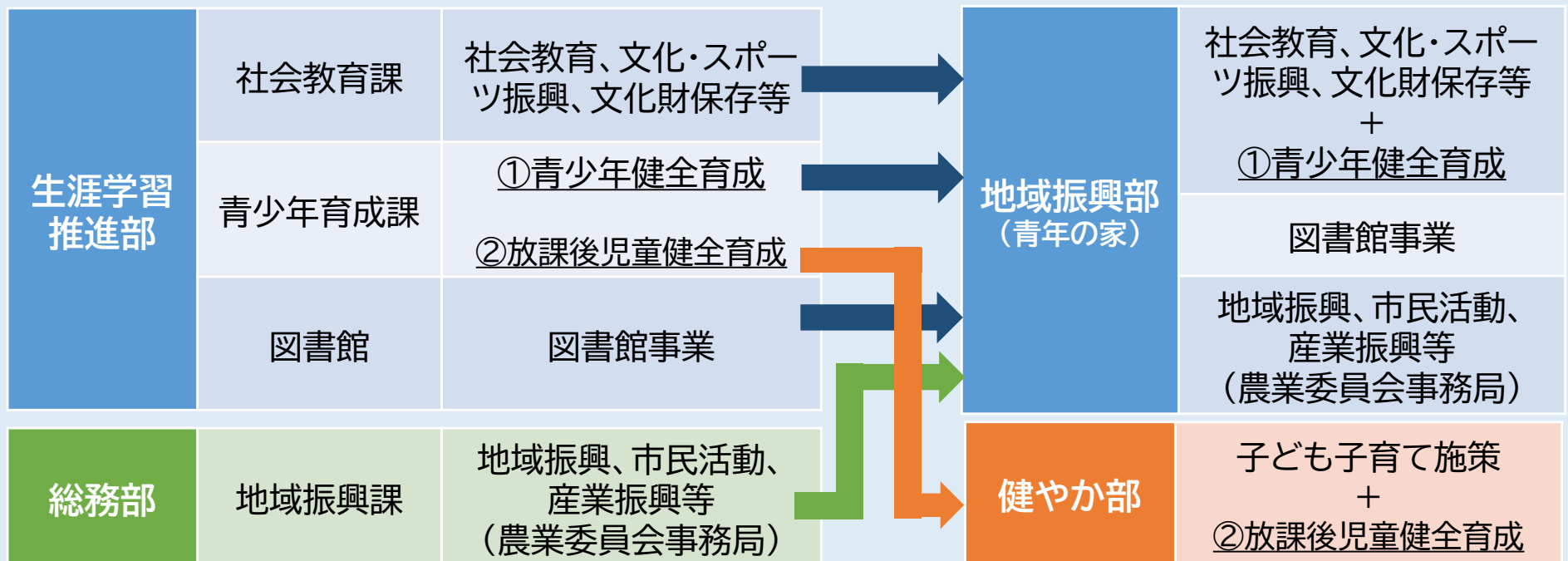
(1) 幅広い市民活動・生涯学習に対する支援体制構築

地域振興分野と生涯学習分野の連携強化による地域活性化・生涯学習振興のため、生涯学習分野を市長部局に移管するとともに生涯学習推進部を廃止し、新たに「地域振興部」を設置。

(2) 子ども子育て施策の推進体制強化

こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども子育て施策を一体的に進めるため、放課後児童健全育成業務を「健やか部」に移管。

【イメージ】

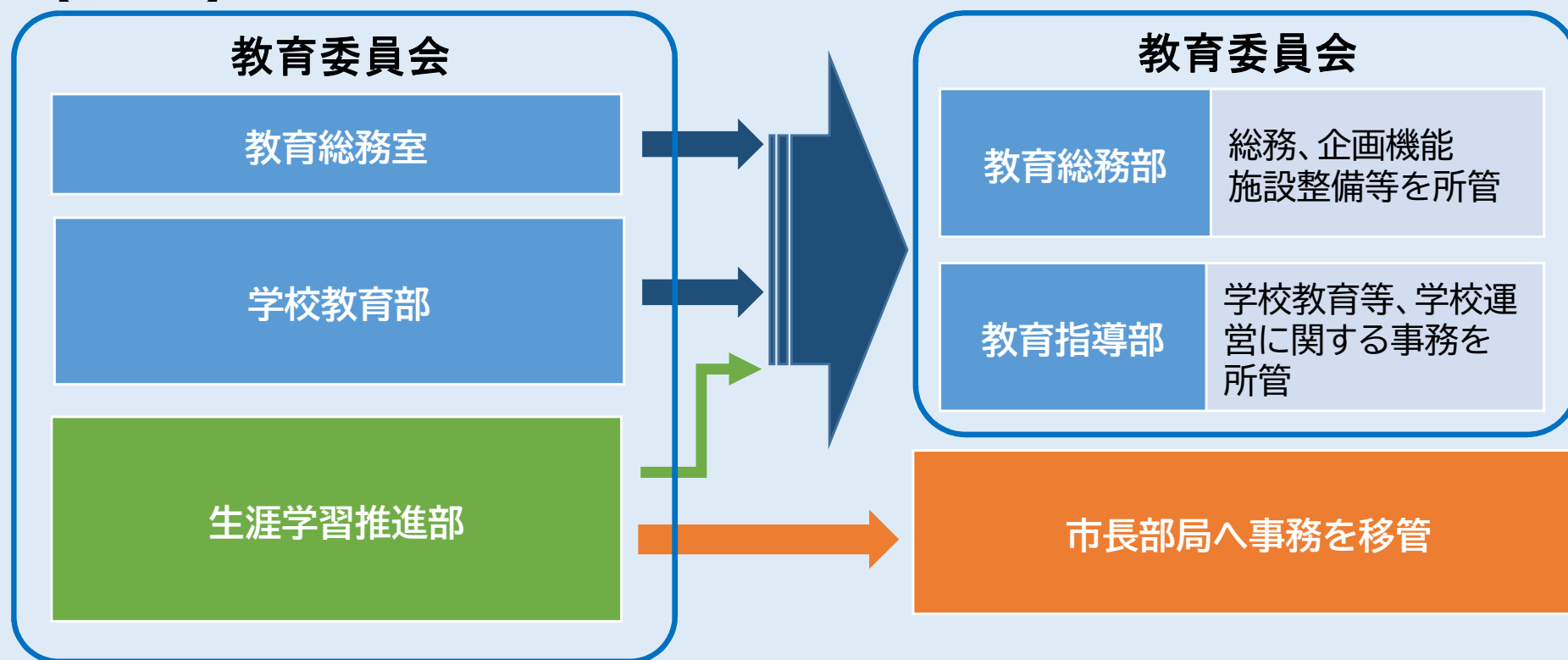


- ※ 青少年健全育成業務：「青少年活動」「青少年指導員会」「二十歳のつどい」等
- ※ 放課後児童健全育成業務：「放課後児童会」「フリースペース」「第一児童センター」
- ※ 放課後児童会の運営に関する事務は、規則にて市長権限を教育委員会に事務委任していることから、当該取扱いを廃止する。

【参考】 令和7年度からの教育委員会の組織体制

- 生涯学習分野に係る事務の市長部局への移管に伴い、教育委員会は主に学校教育に関する事務を管理、執行することとなる。
- 生涯学習推進部の所管する事務のうち、学校教育に関係の深い地域学校協働本部やPTA協議会に関する事等については、教育委員会が引き続き所管することを検討する。
- 教育総務室の所管事務も含め、より効率的な組織体制を構築する。

【イメージ】



※ 生涯学習推進部所管事務のうちPTA協議会等の一部事務は引き続き教育委員会が所管

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	議案第80号 交野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について	政策等の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第22条第1項の規定に基づき、交野市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとする。	● スポーツ・文化等については、既に近隣市において、市長部局に移管しており、一体的な施策実施を進めている。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習分野は、幅広い世代の市民を対象に施策事業を展開していることと併せて、多くの社会教育施設を所管している。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、スポーツ・文化・文化財の保護等に関する事務を市長が管理・執行することにより、地域振興施策や子ども子育て施策との連携強化を図り、双方の施策効果の向上や、老朽化が進む社会教育施設の対策を効率的・効果的に進めるため、当該条例を制定するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要施策に応じて組織、機構を変更することで、業務をより効果的・効率的に進めていくことができる。 生涯学習分野（スポーツ・文化・生涯学習等）と地域振興分野の連携強化を図ることができ、双方の施策効果の向上や老朽化が進む社会教育施設の対策を効率的・効果的に進めることができる。 					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉					
● 総合教育会議にて教育委員会との意見交換を実施（4/23、11/1 実施）	まちづくりの目標	目 標	—			
	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
	施策	施 策	行政資源の最適な活用			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
	〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	企画財政部	秘書政策課	有 ・無（新旧対照表等）			

附則第3項関係 交野市生涯学習基本計画推進委員会条例（平成28年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、<u>市長</u>の諮問に応じ、生涯学習基本計画の策定及び見直しについて、調査及び審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が適当と認める者</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>地域振興部</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、生涯学習基本計画の策定及び見直しについて、調査及び審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>教育委員会</u>が適当と認める者</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>生涯学習推進部</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

附則第4項関係 交野市立図書館条例（平成8年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議会の委員は、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験を有する者のうちから、<u>市長</u>が任命する。</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議会の委員は、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p>

新	旧
<p>4～8 (略)</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、<u>市長が別に</u>定める。</p>	<p>4～8 (略)</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、<u>交野市教育委員会規則</u>で定める。</p>

附則第5項関係 交野市立教育文化会館設置条例（昭和48年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、会館に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、会館に関し必要な事項は、<u>交野市教育委員会規則</u>で定める。</p>

附則第6項関係 交野市立青年の家条例（昭和51年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、青年の家の運営に関する業務のうち、<u>市長</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 青年の家の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、青年の家の運営に関する業務のうち、<u>市長又は教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 青年の家の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

新	旧
<p>(休館日)</p> <p>第7条 青年の家の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに、80,000円以内で<u> </u>規則で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、あらかじめ<u> </u>規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>市長</u>による管理)</p> <p>第12条の2 第4条の規定にかかわらず、<u>市長</u>が青年の家の管理に係る業務を行う場合にあつては、第6条及び第7条中「指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て」とあるのは、「<u>市長</u>は必要があると認めるときは」と、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>市長</u>」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料</p>	<p>(休館日)</p> <p>第7条 青年の家の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに、80,000円以内で<u>教育委員会</u>規則で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>教育委員会</u>による管理)</p> <p>第12条の2 第4条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が青年の家の管理に係る業務を行う場合にあつては、第6条及び第7条中「指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て」とあるのは、「<u>教育委員会</u>は必要があると認めるときは」と、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料</p>

新	旧
<p>金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「<u>市長が</u>」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>

附則第7項関係 交野市立児童センター設置条例（昭和58年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長_____の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第7条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長<u>又は教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第7条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p>

新	旧
<p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに、50,000円以内で_____規則で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、あらかじめ_____規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市長_____による管理)</p> <p>第12条の2 第4条の規定にかかわらず、市長_____がセンターの管理に係る業務を行う場合にあつては、第6条及び第7条中「指定管理者は必要があると認めるときは、市長_____の承認を得て」とあるのは、「市長_____は必要があると認めるときは」と、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長_____」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは、「市長が_____」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに、50,000円以内で<u>教育委員会規則</u>で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>教育委員会</u>による管理)</p> <p>第12条の2 第4条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>がセンターの管理に係る業務を行う場合にあつては、第6条及び第7条中「指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て」とあるのは、「<u>教育委員会</u>は必要があると認めるときは」と、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは、「<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>

附則第8項関係 交野市文化財保護条例(昭和58年条例第14号)新旧対照表

新	旧
---	---

新	旧
<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>市長</u> は、市内に所在する文化財のうち、市にとって特に文化的・歴史的価値が高いと認められるものを市の文化財（以下「指定文化財」という。）に指定又は認定（以下「指定等」という。）することができる。</p> <p>2 <u>市長</u> は、前項の規定により指定等を行おうとするときは、あらかじめその所有者及び権原に基づく占有者又は保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u> は、第1項の規定による指定等を行う場合には、あらかじめ文化財保護委員の意見を聞くとともに、交野市文化財審査委員会の議を経るものとする。</p>	<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u> は、市内に所在する文化財のうち、市にとって特に文化的・歴史的価値が高いと認められるものを市の文化財（以下「指定文化財」という。）に指定又は認定（以下「指定等」という。）することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u> は、前項の規定により指定等を行おうとするときは、あらかじめその所有者及び権原に基づく占有者又は保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による指定等を行う場合には、あらかじめ文化財保護委員の意見を聞くとともに、交野市文化財審査委員会の議を経るものとする。</p>
<p>(解除)</p> <p>第4条 指定文化財が指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>市長</u> は、その指定等を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(解除)</p> <p>第4条 指定文化財が指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u> は、その指定等を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(管理義務)</p> <p>第5条 所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び<u>市長</u> _____の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。</p>	<p>(管理義務)</p> <p>第5条 所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。</p>
<p>(埋蔵文化財)</p> <p>第7条 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において宅地の造成、土地の開こん等を行おうとする者は、あらかじめ</p>	<p>(埋蔵文化財)</p> <p>第7条 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において宅地の造成、土地の開こん等を行おうとする者は、あらかじめ</p>

新	旧
<p><u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 何人も土木建築等の工事その他の行為により、埋蔵文化財を発見したときは、直ちに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の届出があつた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、必要な指示をし、又は適切な措置を講ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長が別に</u>定める。</p>	<p><u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 何人も土木建築等の工事その他の行為により、埋蔵文化財を発見したときは、直ちに<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の届出があつた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、必要な指示をし、又は適切な措置を講ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会が</u>定める。</p>

附則第9項関係 交野市文化財保存活用地域計画協議会条例（令和2年条例第14号）新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>市長</u>の諮問に応じ、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに同法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に関することについて、調査及び審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が任命又は委嘱する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>市長</u>が必要と認める者</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに同法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に関することについて、調査及び審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が任命又は委嘱する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める者</p>

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>地域振興部</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>生涯学習推進部</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

附則第10項関係 交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例（平成4年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、<u>市長</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 センターの開所時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、開所時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第7条 センターの休所日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開所し、または休所することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、<u>市長又は教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 センターの開所時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開所時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第7条 センターの休所日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開所し、または休所することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに120,000円以内で_____規則で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、あらかじめ_____規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市長_____による管理)</p> <p>第12条の2 第4条の規定にかかわらず、<u>市長</u>がセンターの管理に係る業務を行う場合にあつては、第6条及び第7条中「指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て」とあるのは、「<u>市長</u>は必要があると認めるときは」と、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>市長</u>」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは、「<u>市長が</u>_____」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに120,000円以内で<u>教育委員会</u>規則で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>教育委員会</u>による管理)</p> <p>第12条の2 第4条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>がセンターの管理に係る業務を行う場合にあつては、第6条及び第7条中「指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て」とあるのは、「<u>教育委員会</u>は必要があると認めるときは」と、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは、「<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>

附則第11項関係 交野市星田西体育施設設置条例(平成3年条例第22号)新旧対照表

新	旧
(指定管理者が行う業務)	(指定管理者が行う業務)

新	旧
<p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、星田西体育施設の運営に関する業務のうち、市長_____の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 星田西体育施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>_____の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 星田西体育施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>_____の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに、50,000円以内で_____規則で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、あらかじめ_____規則で定める基準に</p>	<p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、星田西体育施設の運営に関する業務のうち、市長又は<u>教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 星田西体育施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 星田西体育施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金は、1施設(室)及び1設備ごとに、50,000円以内で<u>教育委員会</u>規則で定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>規則で定める基準に</p>

新	旧
<p>従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第11条の2 第3条の規定にかかわらず、市長が星田西体育施設の管理に係る業務を行う場合にあつては、第5条及び第6条中「指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは、「市長は必要があると認めるときは」と、第7条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは、「市長が」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育委員会による管理)</p> <p>第11条の2 第3条の規定にかかわらず、教育委員会が星田西体育施設の管理に係る業務を行う場合にあつては、第5条及び第6条中「指定管理者は必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは、「教育委員会は必要があると認めるときは」と、第7条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは、「あらかじめ市長の承認を得て」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>

附則第12項関係 交野市立総合体育施設条例（平成9年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務 (開館時間)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する事務を除く業務 (開館時間)</p>

新	旧
<p>第7条 体育施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p>	<p>第7条 体育施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(休館日)</p>	<p>(休館日)</p>
<p>第8条 体育施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p>	<p>第8条 体育施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(利用料金の納入)</p>	<p>(利用料金の納入)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において_____規則に定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>3 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において<u>教育委員会</u>規則に定める区分に従い、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(利用料金の減免)</p>	<p>(利用料金の減免)</p>
<p>第12条 指定管理者は、あらかじめ_____規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第12条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(<u>市長</u>による管理)</p>	<p>(<u>教育委員会</u>による管理)</p>
<p>第13条の2 第5条の規定にかかわらず、<u>市長</u>が体育施設の管理に係る業務を行う場合にあつては、第7条及び第8条中「、指</p>	<p>第13条の2 第5条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が体育施設の管理に係る業務を行う場合にあつては、第7条及び第8条中「、指</p>

新	旧
<p>定管理者は必要があると認めるときは、<u>市長</u> _____ の承認を得て」とあるのは、「<u>市長</u> _____ は必要があると認めるときは」と、第9条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>市長</u> _____」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「<u>市長が</u> _____」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>定管理者は必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て」とあるのは、「<u>教育委員会は必要があると認めるときは</u>」と、第9条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と、同条第2項中「交野市及び指定管理者」とあるのは「交野市」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>」と、前2条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。</p>

附則第13項関係 交野市民の生活環境を守る条例（昭和48年条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(基本施策) 第11条 (略) 2 何人も、古墳、城跡などの史跡、旧宅、古記録、遺物その他歴史上又は学術上価値のある文化財と認められるものを発見した場合には、直ちに<u>市長</u> _____ へ報告し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(基本施策) 第11条 (略) 2 何人も、古墳、城跡などの史跡、旧宅、古記録、遺物その他歴史上又は学術上価値のある文化財と認められるものを発見した場合には、直ちに<u>交野市教育委員会</u>へ報告し、その指示を受けなければならない。</p>